

MHM Asian Legal Insights

第 33 号 (2014 年 11 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. ミャンマー : ティラワ特別経済地域にかかる告示の発布
2. インド : Japan Plus が正式に発足—対インド投資の後押しとして期待—
3. ベトナム : 外債登記に関する通知—短期ローンの返済期間が 1 年以上経過した場合の取扱い—

今月のコラム —タイ・ラオス間の可愛らしい「国境」—

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 33 号 (2014 年 11 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー：ティラワ特別経済地域にかかる告示の発布

ミャンマーの国家計画経済開発省 (Ministry of National Planning and Economic Development) は、ティラワ特別経済地域 (「ティラワ SEZ」) における投資認可手続及びその認可基準を定める 2014 年 10 月 1 日付 Notification No.81/2014 (「本告示」) を発布しました。2014 年 1 月 23 日付で改正ミャンマー特別経済地域法 (「SEZ 法」) が公表されて以降、SEZ 法の施行規則 (「SEZ 施行規則」) の制定が待たれていましたが、現在まで制定には至っておりません。今回、SEZ 施行規則の制定に先行する形で、国家計画経済開発省はティラワ SEZ を対象として本告示を策定しました。

弊事務所は、国際協力機構 (JICA) によるティラワ SEZ 管理委員会の支援業務に参加しており、ティラワ SEZ における投資申請手続や SEZ 管理委員会 (Management Committee) の投資認可の手続、認可基準の策定に関与しております。本稿においては、本告示の概要及び実務に与える影響をご説明いたします。

MHM Asian Legal Insights

a. 投資認可の申請手続

SEZ 管理委員会に対する申請手続は、Form1 の様式の申請書を提出することとされています（本告示 1 条）。もっとも、本告示記載の Form1 の様式をそのまま適用すれば投資認可申請にあたって実務上機能しない条項が相当程度発見されたことから、このような不都合を是正するために Form 1 の記載上の注意点や付属資料を修正する旨の SEZ 管理委員会による指示（Instruction）が公表されていますので留意が必要です。

b. SEZ 管理委員会による認可手続及び認可基準

SEZ 管理委員会は、申請から 30 日以内に投資認可の可否を決定しなければならないこととされています（本告示 2 条）。その際には、Form 2 に投資認可にあたっての条件（Condition）を定めることができることとされています（本告示 3 条）。

投資認可業種については、投資が禁止される事業類型（例えば、武器、軍用兵器や有害物質その他環境を破壊する物質の製造等）が規定されていますが、その内容は極めて限定的です。注目される点としては、ティラワ SEZ においては、Trading（国際貿易業）、物流業、卸売業及び小売業等の SEZ 外においては従来外資参入の障壁が高かった（又は外資については一切参入が許されていなかった）事業分野についても許可され得る事業に含まれています（本告示 7 条各号）。このように法文上は認可の対象となる事業に制限はありませんが、実際に認可がなされるかどうかは SEZ 管理委員会の裁量に委ねられることとなります。

この点、従来ティラワ SEZ 外において外資参入の障壁が高かった事業分野についても（無条件に）投資認可が出される場合には、例えば SEZ 内にペーパーカンパニーを設立することによりこれらの事業を展開できることになりかねず不当です。そこで、現在 SEZ 管理委員会においては、投資認可にあたっての実務上の一定の認可基準を検討しているところですが、こうした点が特に問題となるのは、従来 SEZ 外では禁止又は制限されていた①Trading（小売・卸売・輸出入等）、②物流関連業務、③金融関連業務等です。このうち、上記①②については遠からず一定の基準が策定される見通しです。

c. 輸入ライセンスの要否

詳細については SEZ 施行規則の制定を待つ必要がありますが、ティラワ SEZ 内においては SEZ 管理委員会による投資認可を取得すれば、当該事業に必要な物品の輸入にあたっては別途輸入ライセンスを取得する必要はなくなることが想定されています。

MHM Asian Legal Insights

このように、ティラワ SEZ を活用することによりミャンマーでの事業展開の可能性が大きく広がることが期待されます。一方で、今後様々な手続や認可基準等が指示（Instruction）等の形式により公表される見通しとなっており、SEZ 管理委員会の動向に注視する必要があります。また、Trading や物流関連業務の認可基準についてご意見等があれば遠慮なくご連絡をいただきたく存じます。

弁護士 武川 丈士

☎ 65-6593-9752（シンガポール）

☎ 95-1-255135（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ 65-6593-9762（シンガポール）

☎ 95-1-255137（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 文堂 友寛

☎ 95-1-255136（ヤンゴン）

✉ tomohiro.bundo@mhmjapan.com

2. インド：Japan Plus が正式に発足—対インド投資の後押しとして期待—

インド商工省（Ministry of Commerce and Industry）傘下の産業政策促進局（Department of Industrial Policy & Promotion）は、2014年10月8日付で同年9月の日印首脳会談で合意された日本特別チーム（Japan Plus）を正式に発足させました。

Japan Plus は、日本からインドへの投資促進及び投資の迅速な実現を目的として産業政策促進局内に設置された特別チームで、インド政府の代表者4名と日本の経済産業省から派遣される代表者2名によって構成されています。

Japan Plus の業務は、調査、外部への紹介、宣伝、振興、そしてアフターケアといった投資促進に係るあらゆる局面が対象です。具体的に Japan Plus が果たす主要な役割は以下のとおりです。

- ・ 産業部門を超えた投資機会に関する最新情報の提供（とりわけ特定のプロジェクトや産業大動脈構想の産業回廊（industrial corridors）において）
- ・ 中小企業を含む有望な日本企業の選別及び当該企業によるインドへの投資のバックアップ
- ・ 日本企業による産業部門を超えた対インド投資を推進・促進しているインド政府のサポート
- ・ 基準となる比較対象を策定した上で行う投資の成功要因分析、日本企業が関心を有する産業部門における障害事項及び懸念分野の特定並びにそれらの課題がインドの産業発展へ与える影響分析、を通じた産業政策促進局の支援

MHM Asian Legal Insights

日印首脳会談で合意された Japan Plus の発足がモディ首相の訪日後速やかに達成されたことは、日本企業の対インド投資環境整備を迅速かつ強力に推進するというインド政府の姿勢の表れといえます。Japan Plus の発足により、進出の準備段階から、工場建設をはじめとした許認可の取得を含む投資の実行段階まで、幅広いサポートを受けることが可能になると考えられます。日本企業による Japan Plus の有効活用が進み、日本企業による対インド投資が益々促進されることが期待されるところです。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmjapan.com

弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
✉ kenichi.sekiuchi@mhmjapan.com

弁護士 臼井 慶宜
(ムンバイ AZB 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8586
✉ yoshinori.usui@mhmjapan.com

3. ベトナム：外債登記に関する通知—短期ローンの返済期間が1年以上経過した場合の取扱い—

ベトナムにおける現地法人の資金調達手段としては、①増資、②ベトナム国内での借入れ、③社債の発行、④親子ローンを含む海外からの借入れが考えられます。

この点、上記④の海外からの借入れを行う際、返済期間が1年を超える中長期ローンである場合、当該ローンについて、ベトナム国家銀行に対する外債登記を行う必要があります。また当該ローンの返済期間が1年以下の短期ローンである場合には、ベトナム国家銀行に対する外債登記手続は要求されていませんが、当初は返済期間が1年以下であったものの、期限を延長する契約を締結し、合計期間が1年を超える場合には、延長契約の締結日から30日以内に中長期ローンとして外債登記をする必要があります（「企業による外国ローンの借入及び返済を指導するベトナム国家銀行の通知」No. 09/2004/TT-NHNN）。

これに対し、返済期間の延長に関する契約を締結することなく、短期ローンの返済期間が1年を超えてしまった場合、ベトナム国家銀行に対する外債登記手続が要求されるかについて、従来は、法令及び実務上の取扱いは必ずしも明確とは言えませんでした。

この点、2014年9月15日、ベトナム国家銀行によって公布された「政府保証の無い外国ローンの登記手続に関する通知」（Circular No.25/2014/TT-NHNN）（「本通知」）によれば（2014年11月1日施行）、短期ローンの更新について、以下の場合には外債登記手続が要求されると規定されています。

- (1) 短期ローンの返済期間の延長が合意された結果、返済期間が1年を超えた場合（本通知3条2項）

MHM Asian Legal Insights

(2) 返済期間の延長に関する合意がないものの、最初の貸付日から1年を経過してもなお短期ローンの全額が返済されていない場合（但し、最初の貸付日から1年を経過後10日以内に完済された場合を除く）（本通知3条3項）

上記(1)については従来と変更がないものの、上記(2)については、本通知によって、ベトナム国家銀行に対する外債登記手続が要求されることが法令上明確になりました。なお、外債登記を申請する期限は、上記(1)の場合には、返済期間を延長する合意を行った日から30日以内（本通知7条1項(b)）、上記(2)の場合には、最初の貸付日から1年を経過した日から30日以内とされています（本通知7条1項(c)）。

もっとも、海外からの中長期ローンを行うことができる額は「投資総額」と「定款資本」の差額（いわゆる外債枠）に限定されているため、短期ローンを中長期ローンに切り替えたとしても、現状の外債枠が残っていないような状況下では、現地法人が保有している投資許可証（Investment Certificate）を変更することによって「投資総額」を増加する手続等を行う必要がある点に留意が必要です。

弁護士 塙 晋

☎ 03-6212-8362

✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 竹内 哲

（ジャカルタ Akset 法律事務所出向中）

☎ 03-6266-8573

✉ tetsu.takeuchi@mhmjapan.com

弁護士 山口 健次郎

（ホーチミン Frasers 法律事務所出向中）

☎ 03-6266-8792

✉ kenjiro.yamaquchi@mhmjapan.com

今月のコラム・タイ・ラオス間の可愛らしい「国境」

インドシナ半島の中心に位置するタイは、北はラオス、東はカンボジア、南はマレーシア、西はミャンマーと国境を接しています。

マレーシアとの陸路国境には従前から立派な国境ゲートが複数あります。カンボジアやラオスとの陸路国境ゲートも近年整備されています。ミャンマーとの陸路国境ゲートも以前は閉じられていましたが今は開いています。また、ミャンマーやマレーシアとの間には日帰りのできる海上国境もあります。

しかし、これらの立派で賑わっているゲートとは全く異なる「国境」もあります。

今年の6月、ラオスと国境を接するルーイ県のダーンサーイという小さな田舎町に、ピーターコンという奇面祭りを観に行きました。その帰り道に、ナ・ヘーオという小さな村に寄り道してきました。お目当ては、ラオスとの間の小さな小さな「国境」です。

写真をご覧のとおり、本当に小川が横たわっているだけで、他に遮るものはほとんど何もありません。時期によっては川幅がもっと狭いはずですが。

MHM Asian Legal Insights

しばらく呆然と眺めていると、向こうのラオス側から、ビニール袋を掲げたラオス人又はタイ人とおぼしき男性が、悠然と川を歩いて渡ってきます。

通行を届け出するための係員がいるという話も聞いたことがありましたが、その時は、川辺で土遊びをしている地元の子供たち以外、誰もいませんでした。

試しに私も川に足を踏み入れてみると、真ん中まで行っても膝下までの深さしかありません。ほとんど水たまりのようです。向こうに目をやると、民家の敷地内にラオスの国旗やラオス文字の車のナンバープレートが見えます。辺りはとても静かです。



何て可愛らしい国境なんだろう、と私には縁の遠い形容詞が頭に浮かびます。

但し、水に溶けやすい種類の土のため、川は自然に濁っており、いくら浅くても下は全く見えません。いきなり謎の水中生物に足を咬まれてもしたらという妄想による恐怖心も若干湧いてきます。

そんな事をひとしきり考えながら岸辺に戻ると、突然、片足がズボッと土に埋まってしまう。よく見ると大きな葉っぱが土の下に隠れています。どうやら地元の子供たちがいそいそと作っていた落とし穴に嵌ってしまったようです。彼らの方に目をやると、屈託のない笑顔でこちらを見えています。

私も照れ笑いを浮かべながら、気を取り直してまた岸を登り始めました。すると今度は反対側の足がズボッと土に埋まってしまう。立て続けに二度も落とし穴に嵌った私を見て、子供たちも呆れたのか無表情になっています。

タイを軸にしたインドシナ半島の東西経済回廊・南北経済回廊の発展が期待されており、それを担う立派なゲートの整備も目が離せませんが、たまにはこんなのかな「国境」を眺めてみるのも楽しいのではないのでしょうか。

(弁護士 二見 英知)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『贈賄防止規制を踏まえたコンプライアンス対策～「ビジネスパートナーを調べる」実践的方法～』

開催日時 2014年12月2日(火) 15:00～17:00

講師 Hummingbird Advisories CEO 佐藤 剛己 氏 及び 小松 岳志

主催 シンガポール日本商工会議所

詳細 <http://www.jcci.org.sg/index.php/jp/component/content/article/77-temporary/414-2014-12>

- セミナー 『増大する輸出管理リスクへの対応～「防衛装備移転三原則」等の制定と国際研究開発をはじめ、外為法による日米の安全保障貿易管理の動向を踏まえ、企業防衛のノウハウを伝授～』

開催日時 2014年12月3日(水) 13:00～16:00

講師 玉木 昭久

主催 株式会社経営調査研究会

- 本 『外国公務員贈賄規制と実務対応—海外進出企業のためのグローバルコンプライアンス』(2014年11月1日刊)

出版社 株式会社商事法務

著者 北田 幹直、伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、小松 岳志、眞鍋 佳奈、梅津 英明、大野 志保、渥美 雅之、田中 亜樹、石本 茂彦、武川 文士、田中 光江、小島 義博、秋本 誠司、小山 洋平、二見 英知、湯浅 紀佳、川村 隆太郎、塙 晋、関口 健一、落合 孝文、佐藤 貴哉、井上 淳、竹内 哲、波多野 博昭、林 千夏、高宮 雄介、山口 健次郎、金 日華、佐川 雄規、文堂 友寛、今仲 翔、茨木 雅明、中野 玲也、羽深 宏樹、柿元 将希、田中 太郎、畑江 智、藤田 鈴奈、御代田 有恒、呂 佳叡

- 論文 「外国公務員贈賄規制とグローバルコンプライアンス」

掲載誌 月刊監査役 No.633 2014年11月号

著者 梅津 英明

NEWS

- 産経新聞にて、内田 晴康 弁護士がコラム「きょうの人」で取り上げられました
2014年10月25日付、産経新聞2面『国際法曹協会 初の日本総会開催に尽力』と題した記事において、内田 晴康 弁護士が取り上げられました。

MHM Asian Legal Insights

- **日本経済新聞にて、内田 晴康 弁護士の活動が取り上げられました**
2014年10月27日付、日本経済新聞朝刊15面『国際カルテル対応「情報出し合い協力を」』と題した記事において、内田 晴康 弁護士の活動が取り上げられました。
公正取引委員会、IBAが共同で東南アジア当局のトップを集め意見交換したラウンドテーブルは、JCLF(競争法フォーラム)の会長である内田 晴康 弁護士が企画、準備に関与し、ラウンドテーブルではモデレータを務めました。
- **眞鍋 佳奈 弁護士がヤンゴンオフィス共同代表に就任しました**
2014年11月10日付にて、眞鍋 佳奈 弁護士がヤンゴンオフィス共同代表に就任いたしました。なお、眞鍋弁護士は2015年1月を目途にシンガポールオフィス所属パートナーとなり、ヤンゴンオフィス及びシンガポールオフィスにて執務を行う予定です。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com